# インタフェース仕様書 市町村編

【抜粋版】

令和1年10月

1. 3. 2 受給者異動連絡票情報(支給決定情報)(E121)

	3.2 文紹有異期連絡	示用取	(火心の	注「「「「Tanana (EIZI)		
項番	項目名	属性 (※Z)	バ か 数	内容	必須入力 (※1)	備考
1	交換情報識別番号	英数	4	当情報の内容を識別するための番号	©	<b>ж</b> в
2	異動年月日	コード 値	8	受給者異動連絡票情報(支給決定情報) に変 更 等 が 生じた 年 月 ( 西 暦 年 月 (YYYYMM))と連番(異動順)を設定する	0	ЖY
3	異動区分コード	コード 値	1	異動区分コードを設定する	0	1:新規 2:変更 3:終了
4	異動事由	コード 値	2	受給者異動連絡票情報(支給決定情報) の異動事由を設定する	0	жс
5	証記載市町村番号	コード 値	6	受給者証記載の市町村番号を設定する	0	жс
6	政令市市町村番号	コード 値	6	政令市が受給者を行政区で分けて管理 する場合のみ政令市の市町村番号を設 定する	0	жс
7	受給者証番号	英数	10	受給者証番号を設定する	0	жс
8	決定サービスコード	英数	6	決定したサービスのコードを設定する	©	жc
9	旧障害程度区分等コード	英数	2	障害児が短期入所する場合の単価区分、旧法施設の場合の程度区分を設定する	0	%2 %C
10	決定支給量	数值	8	決定した支給量(上6桁整数部、下2桁小 数部)を設定する	0	<b>%</b> 3
11	1回当たりの最大提供量	数値	5	居宅介護において1回当たりの最大提供 量(上 3 桁整数部下 2 桁小数部)を設定 する	0	
12	支給量単位区分	コード 値	1	決定した支給量の単位区分を設定する	0	ЖС
13	決定支給期間 (開始年月日)	コード 値	8	決定サービスの有効期間の開始年月日 (西暦年月日(YYYYMMDD))を設定する	0	%Y %4 %5
14	決定支給期間 (終了年月日)	コード 値	8	決定サービスの有効期間の終了年月日 (西暦年月日(YYYYMMDD))を設定する	0	%Y %4 %5
15	相互利用対象者区分	コード 値	1	相互利用者対象者の場合、対象者区分を設定する	0	1:身体 2:知的 3:精神

- (5)計画相談支援
  - ①決定支給量:なし
  - ②設定方法:設定しない。
  - ③一次審査方法 :なし
- (6)地域移行支援、地域定着支援
  - ①決定給付量:「当該月の日数/月」
  - ②設定方法:設定しない。
  - ③一次審査方法:なし
- (7)共同生活援助(受託居宅介護サービス費)
  - ①決定支給量:「当該月の時間数/月」
  - ②設定方法:1月当たりの時間数を0.25(15分)単位で設定する。

例:99.25 時間→00009925(または 9925)

- ③一次審査方法:国保連合会にて決定支給量と実績をチェックする。
- (8)自立生活援助、就労定着支援
  - ①決定支給量:「当該月の日数/月」
  - ②設定方法:設定しない。
  - ③一次審査方法 :なし
- ※4:計画相談支援において異動年月日の年月が平成24年4月以降の場合は、計画相談支援対象者が利用する障害福祉サービスの支給決定又は地域相談支援給付決定の有効期間のうち最長の有効期間と同一の期間を設定する。なお、開始年月日の(日)は1日を設定し、終了年月日の(日)は、当該終了年月の末日を設定する。
- ※5:国保連合会に同じサービス提供年月に対して有効となる複数の支給決定情報が存在する場合(月 途中で変更が発生した場合)は、最新の異動年月日の支給決定情報に設定されている決定支給期 間のみではなく、当該サービス提供年月に関する支給決定情報に設定されている決定支給期間を 使用して実績とのチェックを行う。

#### 例)支給決定情報に月途中で変更が発生した場合(居宅介護)

受給者台帳	(支給決定情報	3)※一次審査で使	色あり	チェックで有効とする情報				
設定	異動年月日	決定支	給期間	決定	サービス提供	共年月が 2019 年 1	0月の場合	
パターン	共划十月口	開始年月日	終了年月日	支給量	提供できる日	提供できない日	提供可能量	
期間に空き	20190401	20190401	20191020	50 時間	1日~31日	なし	80 時間	
が無い場合	20191001	20191021	20191231	80 時間	1	,60		
期間に空き	20190401	20190401	20191010	50 時間	1日~10日	11 日~20 日	80 時間	
がある場合	20191001	20191021	<mark>20191231</mark>	80 時間	21日~31日	П ц 920 ц	OO µत्तु H]	

※B:「インタフェース仕様書 市町村編 I. 障害福祉サービス等 1.2 インタフェース一覧」参照。

※C:「インタフェース仕様書 共通編 1.4 コード一覧」参照。 ※Y:「インタフェース仕様書 共通編 1.5 留意事項」参照。

※Z:「インタフェース仕様書 共通編 1.3 表記法」参照。

# 〈 入力識別番号一覧 〉

項番	入力識別番号	情報名
1	J121	介護給付費·訓練等給付費等明細書情報(GH·CH以外)
2	J131	介護給付費·訓練等給付費等明細書情報(GH·CH)
3	J141	地域相談支援給付費明細書情報 サービス提供年月が平成 24 年 4 月以降使用
4	J221	特例介護給付費・特例訓練等給付費明細書情報
5	J311	サービス利用計画作成費請求書情報 サービス提供年月が平成 24 年 3 月まで使用
6	J312	計画相談支援給付費請求書情報 サービス提供年月が平成 24 年 4 月以降使用
7	J321	特例計画相談支援給付費請求書情報 サービス提供年月が平成 24 年 4 月以降使用
8	J611	サービス提供実績記録票情報
9	J411	利用者負担上限額管理結果票情報
10	J421	利用者負担上限額管理結果票情報(複数児童) サービス提供年月が令和●年●月以降使用
11	L121	地域生活支援事業請求明細書情報

# ① 基本情報レコード

項番	_	属性	バイト	中泰		出力対	<b>才象項目</b>	( <u></u> %1)		備考
<b>垻</b> 畬	項目名	( <b>%</b> Z)	数	内容	J121	J131	J141	J221	L121	佣石
1	交換情報識別番号	英数	4	当情報の内容を識別 するための番号	0	0	0	0	0	<b>%</b> В
2	入力識別番号	英数	4	入力元の交換情報識 別番号を設定する	0	0	0	0	0	<b>※</b> 2
3	レコード種別コード	コード値	2	01を設定する(基本情報)	0	0	0	0	0	
4	給付実績情報作成 区分コード	コード値	1	給付実績情報の作成 区分を出力						1:新規 2:修正 3:取消
5	給付実績区分コード	コード値	1	給付実績の区分コード を設定する						1:現物 2:償還
6	整理番号	コード値	10	整理番号を設定する						
7	サービス提供年月	コード値	6	サービスを提供した年 月(西暦年月 YYYYMM を設定する)	0	0	0	0	0	ЖY
8	市町村番号	コード値	6	受給者証に記載された市町村番号(チェックデ ジット 1 桁含む)	0	0	0	0	0	жс
9	事業所番号	英数	10	サービスを提供した事業所番号	0	0	0	0	0	жс
10	受給者証番号	英数	10	受給者証に記載され ている受給者証番号	0	0	0	0	0	жс
11	助成自治体番号	コード値	6	助成自治体がある場合、市町村番号を設 定する	0	0		0		жc
12	支給決定者氏名カナ	英数	25	支給決定者力ナ氏名	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	
13	支給決定児童氏名カナ	英数	25	支給決定児童カナ氏 名	Δ	Δ		Δ	Δ	
14	地域区分コード	コード値	2	地域区分コードを設定する	0	0	0	0		жс
15	就労継続支援A型事業者 負担減免措置実施	コード値	1	1:無し 2:有り	0					
16	利用者負担上限月額①	数値	6	所得区分に応じた利 用者負担上限月額を 設定する	0	0		0		
17	就労継続支援A型減免 対象者	コード値	1	1:無し 2:有り	0					
18	障害支援区分コード	英数	2	月の末日における障害支援区分コードを設定する		0				ЖС Ж6

項番		西日夕	属性	バイト	内容	備考
<b>块钳</b>		项目名 	(※Z)	数	·	) 佣
20	合 計 1	合計 算定時間数計	数値	5	居宅介護(身体介護)、行動援護、重度訪問介護、共同生活援助(受託居宅介護サービス費)において、算定時間数(時間)の合計を整数部3桁+小数部2桁で設定。例:99.5時間→09950(または9950)	
21		内訳 100%	数値	5	居宅介護(通院介護(伴う))において、初任者研修課程修了者等の実績時間数を設定。同行援護(伴う)において、初任者研修課程修了者等、または初任者研修課程修了者等(通訳)の実績時間数を設定。 実績時間数(時間)は整数部3桁+小数部2桁で設定。例:99.5時間→09950(または9950)	%3 %12
22	合 計 2	内訳 70%	数値	5	居宅介護(通院介護(伴う))、同行援護(伴う))において、基礎研修課程修了者等による実績時間数(時間)を整数部 3 桁+小数部 2 桁で設定。例:99.5 時間→09950(または 9950)	※4 ※12
23		内訳 重訪	数値	5	居宅介護(通院介護(伴う))において、重度 訪問介護研修修了者による時間数(時間) を整数部3桁+小数部2桁で設定。例:99.5 時間→09950(または9950)	
24		合計 算定時間数計	数値	5	居宅介護(通院介護(伴う))、同行援護(伴う)において、算定時間数(時間)の合計を整数部3桁+小数部2桁で設定。例:99.5時間→09950(または9950)	<b>%</b> 12
25		内訳 100%	数値	5	居宅介護(家事援助)において、初任者研修課程修了者等の実績時間数を設定。同行援護において、初任者研修課程修了者等、または初任者研修課程修了者等(通訳)の実績時間数を設定。 実績時間数(時間)は整数部3桁+小数部2桁で設定。例:99.25時間→09925(または9925)	<b></b> %3
26	合計 3	内訳 90%	数値	5	居宅介護(家事援助)において、基礎研修課程修了等、または重度訪問介護研修修了者の実績時間数を設定。同行援護において、基礎研修課程修了者等、基礎研修課程修了者等(通訳)、または盲ろう者向けの通訳・介助員の実績時間数を設定。実績時間数(時間)は整数部3桁+小数部2桁で設定。例:99.25時間→09925(または9925)	<b>*</b> 4
27		合計 算定時間数計	数値	5	居宅介護(家事援助)、同行援護において、 算定時間数(時間)の合計を整数部 3 桁+ 小数部 2 桁で設定。例:99.25 時間→09925 (または 9925)	
28		内訳 100%	数値	5	居宅介護(通院介護(伴ず))において、初任者研修課程修了者等の実績時間数を設定。同行援護(伴ず)において、初任者研修課程修了者等、または初任者研修課程修了者等(通訳)の実績時間数を設定。 実績時間数(時間)は整数部3桁+小数部2桁で設定。例:99.5時間→09950(または9950)	*3 *12
29	合 計 4	内訳 90%	数値	5	居宅介護(通院介護(伴ず))において、基礎研修課程修了者等、または重度訪問介護研修者の実績時間数を設定。同行援護(伴ず)において、基礎研修課程修了者等、基礎研修課程修了者(通訳)、または盲ろう者向け通訳・介助員の実績時間数を設定。実績時間数(時間)は整数部3桁+小数部2桁で設定。例:99.5時間→09950(または9950)	%4 %12
30		合計 算定時間数計	数値	5	居宅介護(通院介護(伴ず))、同行援護(伴ず))において、算定時間数(時間)の合計を整数部 3 桁+小数部 2 桁で設定。例:99.5時間→09950(または 9950)	<b>%</b> 12
31	合計5	内訳 100%	数値	3	居宅介護(通院等乗降介助)において、初 任者研修課程修了者等による実績回数を 設定	<b>%</b> 3

項番		項目名	属性 (※Z)	バ か 数	内容	備考
126		体験利用支援加算(回)	数值	2	体験利用支援加算の算定回数の合計を設 定	
127	提	定員超過特例加算(回)	数値	2	定員超過特例加算の算定回数の合計を設 定	
128	提供実績の合計2	通勤訓練加算(回)	数值	2	通勤訓練加算の回数の合計を設定	
129	の合計	地域移行加算(回)	数值	2	地域移行加算の回数の合計を設定	
130	2	体験宿泊支援加算(回)	数值	2	体験宿泊支援加算の回数の合計を設定	
131		住居外利用(日)	数值	2	住居外利用の日数の合計を設定	
132	合 計 1	内訳 生活援助	数値	5	設定しない	
133	合 計 2	内訳 90%	数值	5	同行援護(伴う)において、基礎研修課程修 了者等(通訳)、または盲ろう者向け通訳・ 介助員による実績時間数(時間)を整数部3 桁十小数部 2 桁で設定。例:99.5 時間→ 09950(または 9950)	<b>%</b> 12
134		内訳 生活援助	数值	5	設定しない	
135	合計3	内訳 生活援助	数値	5	設定しない	
136	合 計 4	内訳 生活援助	数値	5	設定しない	
137	合 計 5	内訳 生活援助	数値	5	設定しない	
138		共同生活援助合計単位数	数值	6	共同生活援助の合計単位数を設定	
139	重度包括	短期入所合計単位数	数値	6	短期入所の合計単位数を設定	
140	,	その他サービス合計単位数	数值	6	その他サービスの合計単位数を設定	
141	移行支援加算 保育・教育等	移行日(年月日)	コード値	8	設定しない	
142	援 教 加 育 等	移行後算定日(年月日)	コード値	8	設定しない	

研修課程修了者等による実績時間数(時間)を整数部3桁+小数部2桁で設定する。

- ※11:サービス提供年月が平成27年3月以前は、居宅介護(身体介護)、行動援護において、基礎研修課程修了者等、減算対象ヘルパー等による実績時間数(時間)を整数部3桁+小数部2桁で設定する。
- ※12:サービス提供年月が令和 1 年 10 月以降は、同行援護(伴う)、または同行援護(伴ず)の場合、 設定しない。
- ※B:「インタフェース仕様書 市町村編 I. 障害福祉サービス等 2.2 インタフェース一覧」参照。
- ※C:「インタフェース仕様書 共通編 1.4 コードー覧」参照。
- ※Y:「インタフェース仕様書 共通編 1.5 留意事項」参照。
- ※Z:「インタフェース仕様書 共通編 1.3 表記法」参照。

項番	項目名	属性 (※Z)	が か 数	内容	備考
83	低所得者利用加算	コード値	1	低所得者利用加算を算定する場合、1を設定	
84	体験利用支援加算	コード値	1	障害福祉サービスの体験利用支援加算(I)を 算定する場合、1を設定 障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅱ)を 算定する場合、2を設定	
85	定員超過特例加算	コード値	1	該当受給者の緊急受入により利用定員を超過し、定員超過特例加算を算定する場合、1を設定同一日、同一事業所内の他の利用者の緊急受入により、定員超過特例加算を算定する場合、2を設定	
86	通勤訓練加算	コード値	1	通勤訓練加算を算定する場合、1を設定	
87	体験宿泊支援加算	コード値	1	体験宿泊支援加算を算定する場合、1を設定	
88	住居外利用	コード値	1	共同生活援助における日中サービス支援型の 事業所において、該当受給者が日中を当該共同 生活住居以外で過ごした場合、1を設定	
89	受付年月	コード値	6	請求受付年月(西暦年月 YYYYMM)を設定する	<b>※</b> Y
90	一次審査結果	コード値	1	一次審査結果を設定する	1:正常 2:警告 3:返戻 6:警告(重 度)

- ※1:「インタフェース仕様書 市町村編 I. 障害福祉サービス等2.3.1(4) 入力識別番号一覧」参照。
- ※2:様式番号については「インタフェース仕様書 サービス事業所編 1.2.3.6 サービス提供実績記録票情報 (4)様式と様式種別番号の対応」を参照。また、様式番号に対する出力対象項目については「インタフェース仕様書 サービス事業所編 1.2.3.6 サービス提供実績記録票情報 (6)入力必須項目と様式の対応表(明細情報レコード)」を参照。
- ※3:居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、共同生活援助(受託居宅介護サービス費)において、サービス提供年月内でサービス提供の順に1から通番を採番する。ただし、居宅介護(通院等乗降介助以外)、同行援護、共同生活援助(受託居宅介護サービス費)においては一連のサービス提供を行った場合(サービス間隔が2時間未満の場合)、一連のサービス提供について同一番号を設定する。また、1日の所要時間を通算して算定する重度訪問介護においては、同一日のサービス提供に対して、同一番号を設定することとなる。さらに、行動援護については1回の外出にかかるサービスについては通算して算定するため1回のサービスに対して同一番号を設定する。
  - 2人派遣により行が分かれる場合は、提供通番は別番号を設定する。
- ※4:二人派遣で時間がずれた場合、二人派遣で1人目と2人目の従業者要件が異なる場合、ヘルパー1人目の行に'1'、ヘルパー2人目の行に'2'を設定する。ただし、重度訪問介護(様式3-2)においては、12時間目までの行に'1'、13時間目以降の行に'2'を設定する。また、重度訪問介護(様式3-2)において、二人派遣により行が分かれる場合にはヘルパー単位に'1'、'2'を設定する。
- ※5:居宅介護、同行援護における「運転時間」、行動援護における「減算」、生活介護、短期入所、施設入所支援における「重度障害者支援加算(一定の条件を満たす場合)」、短期入所における「単独型加算(一定の条件を満たす場合)」、施設入所支援、宿泊型自立訓練における「地域移行加算」、共同生活援助における「自立生活支援加算」、旧法(入所/通所/通勤寮)における「退所時特別支援加算」、就労移行/就労継続/旧法(通所)における「施設外支援」、「移行準備支援体制加算」に関しては設定項目を設けている為、備考欄への設定は必要ない。

# ② 明細情報レコード (複数レコード)

項番	項目名	属性 (※Z)	が か 数	内容	出力対 象項目 (※1)	備考
1	交換情報識別番号	英数	4	当情報の内容を識別するための番号	0	ЖВ
2	レコード種別コード	コード値	2	02 を設定する(明細情報)	0	
3	証記載市町村番号	コード値	6	受給者証に記載された市町村番号を 設定する	0	жс
4	受給者証番号	英数	10	受給者証に記載された受給者証番号 を設定する	0	жс
5	データ種別区分	コード値	1	データ種別区分を設定する	0	1:障害福祉 サービス費 3:地域生活 支援事業等
6	明細集約番号	数値	3	支給量オーバーチェックリスト出力対象のエラーが発生した請求情報に関連する同一のサービス提供年月の給付実績等を集約するための明細集約番号を設定する(帳票出力のソートで使用する)	©	
7	決定サービスコード	英数	6	決定サービスコードを設定する	0	жс
8	決定サービス名	漢字	60	決定サービスコードに対応するサービ ス名を設定する	0	
9	再掲番号	数値	3	再掲明細以外の場合、「1」を設定する 再掲明細の場合、「2」からの連番を設 定する (帳票出力のソートで使用する)	0	
10	再掲	漢字	4	再掲明細の場合、「再掲」を設定する	0	
11	関連No.	漢字	16	『審査対象明細表』に出力がある場合、関連No.を設定する	0	<b></b> 2
12	サービス提供年月	コード値	6	決定支給量を超過している対象者に 関する請求情報及び給付実績のサー ビスを提供した年月(西暦年月 YYYYMM)を設定する	0	<b></b> *Y
13	受付年月	コード値	6	決定支給量を超過している対象者に 関する請求情報及び給付実績の請求 受付年月(西暦年月 YYYYMM)を設定 する	0	<b></b> *Y
14	事業所番号	英数	10	決定支給量を超過している対象者に 関する請求情報及び給付実績の事業 所番号を設定する	0	жс
15	事業所名(漢字)	漢字	80	決定支給量を超過している対象者に 関する請求情報及び給付実績の事業 所名(漢字)を設定する	0	
16	一次審査結果1	英数	4	決定支給量の超過に関するエラーコードを設定するただし、給付実績の場合、設定しない	0	
17	一次審査結果2	英数	4	決定支給量の超過に関するエラーコ ードを設定する ただし、給付実績の場合、設定しない	0	

項番		項目名	属性 (※Z)	n <sup>*</sup> 仆 数	内容	必須入力 (※1)	備考
40	独自助成対象者区分		コード値	1	独自助成対象者の場合に設定する	0	1:対象外 2:対象
41	介護	保険給付対象者有無	コード値	1	設定しない		
42	重度	包括支援対象者有無	コード値	1	設定しない		
43	食車	食事提供加算対象者 区分	コード値	1	食事提供加算対象者有無を設定する	0	1:対象外 2:加算(I)対象 3:加算(I)対象
44	食事提供加算情	食事提供加算 適用有効期間 (開始年月日)	コード値	8	食事提供加算適用有効期間の開始 年月日(西暦年月日(YYYYMMDD))を 設定する	0	ЖΥ
45	報	食事提供加算 適用有効期間 (終了年月日)	コード値	8	食事提供加算適用有効期間の終了 年月日(西暦年月日(YYYYMMDD))を 設定する	0	ЖΥ
46	無償	<b></b> 化対象区分	コード値	1	就学前障害児の発達支援無償化対 象の場合に設定する	0	1:対象外 2:対象 ※13

- ※1:必須入力 ◎:必須、○:決定内容により必須、△:任意設定、空白:不要
- ※2:カナ名の設定ができない場合は、半角文字のダミーデータ等を設定する。
- ※3:境界層対象者に対する定率負担の軽減措置を実施している場合は、定率負担に対する上限月額の 代わりに減免後の利用者負担上限月額を設定する。また、異動年月日の年月が平成22年4月以降 の場合でかつ所得区分コードが次のいずれかの場合は、「0」(0円)を設定する。
  - (「01:生活保護」「02:低所得1」「03:低所得2」「99:その他」)
- ※4:世帯員構成等世帯の状況が変化し、利用者負担上限月額を変更する場合は、翌月初日を設定する。 また、申請日が月の初日の場合、該当月の初日を設定する。
- ※5: 異動年月日の年月が平成 24 年 3 月以前の場合は、児童福祉法第二十四条の五に基づく給付率 (90~100 の値)を設定する。
- ※6:異動年月日の年月が平成24年3月以前の場合は、使用しない。
- ※7: 異動年月日の年月が平成22年4月以降の場合は、「1:無し」を設定する。
- ※8: 異動年月日の年月が平成 24 年 3 月以前の場合は、児童福祉法第二十四条の五に基づく給付率の 情報を設定する。
- ※9: 異動年月日の年月が平成24年3月以前の場合は、「1:無し」を設定する。
- ※10: 異動年月日の年月が平成 24 年 4 月以降の場合は、障害児相談支援対象者が利用する障害児支援の支給決定の有効期間のうち最長の有効期間と同一の期間を設定する。
- ※11:障害児相談支援において異動年月日の年月が平成24年4月以降の場合は、障害児相談支援対象者が利用する障害児支援の支給決定の有効期間のうち最長の有効期間と同一の期間を設定する。なお、開始年月日の(日)は1日を設定し、終了年月日の(日)は、当該終了年月の末日を設定する。
- ※12:異動年月日の年月が平成26年9月以前の場合は、使用しない。
- ※13: 異動年月日の年月が令和1年9月以前の場合は、使用しない。
- ※B:「インタフェース仕様書 市町村編 Ⅱ. 障害児支援 1.2 インタフェース一覧」参照。
- ※C:「インタフェース仕様書 共通編 1.4 コードー覧」参照。
- ※Y:「インタフェース仕様書 共通編 1.5 留意事項」参照。
- ※Z:「インタフェース仕様書 共通編 1.3 表記法」参照。

# 1. 3. 2 障害児支援受給者異動連絡票情報(支給決定情報)(B121)

項番	項目名	属性	が仆	制度 (文紹沃定情報)(BIZI) 内容	必須入力	備考
- 块田	<b>坝</b> 口石	( <b>%</b> Z)	数	四台	(※1)	1佣 右
1	交換情報識別番号	英数	4	当情報の内容を識別するための番号	0	<b>%</b> В
2	異動年月日	コード値	8	受給者異動連絡票情報(支給決定情報)に変更等が生じた年月(西暦年月(YYYYMM))と連番(異動順)を設定する	0	ЖΥ
3	異動区分コード	コード値	1	異動区分コードを設定する	0	1:新規 2:変更 3:終了
4	異動事由	コード値	2	受給者異動連絡票情報(支給決定情報)の異動事由を設定する	©	жc
5	証記載都道府県等番号	コード値	6	受給者証記載の市町村番号を設定する	0	жc
6	政令市市町村番号	コード値	6	政令市が受給者を行政区で分けて管 理する場合のみ政令市の市町村番号 を設定する	0	*c
7	受給者証番号	英数	10	受給者証番号を設定する	©	жc
8	決定サービスコード	英数	6	決定したサービスのコードを設定する	©	жс
9	旧障害程度区分等コード	英数	2	設定しない		
10	決定支給量	数値	8	決定した支給量(上 6 桁整数部、下 2 桁小数部)を設定する	0	%2 %3
11	1回当たりの最大提供量	数値	5	設定しない		
12	支給量単位区分	コード値	1	決定した支給量の単位区分を設定す る	0	*C *3
13	決定支給期間 (開始年月日)	コード値	8	決定サービスの有効期間の開始年月 日(西暦年月日(YYYYMMDD))を設定 する	0	%Y %4 %5
14	決定支給期間 (終了年月日)	コード値	8	決定サービスの有効期間の終了年月日(西暦年月日(YYYYMMDD))を設定する	0	%Y %4 %5
15	相互利用対象者区分	コード値	1	設定しない		

- ※1:必須入力 ◎:必須、○:決定内容により必須、△:任意設定、空白:不要
- ※2:次のサービスにおける「決定支給量」の設定は、以下のとおりとする。
- (1)通所施設等:児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、 居宅訪問型児童発達支援
  - ①決定支給量:「日/月」
  - ②設定方法:1月当たりの日数を設定する。
  - ③一次審査方法:決定支給量と実績をチェックする。決定支給量を超過した場合は「エラー」とする。 なお、国保連合会に同じサービス提供年月に対する複数の支給決定情報(複数 の決定支給量)が存在する場合は、最新の異動年月日の支給決定情報に設定されている決定支給量を使用して実績とのチェックを行う。また、月途中での開始や 終了となる支給決定情報についても、最新の異動年月日の支給決定情報に設定

されている決定支給量を使用して実績とのチェックを行う。

### (2)障害児相談支援

- ①決定支給量:なし
- ②設定方法:設定しない。
- ③一次審査方法 :なし
- ※3: 異動年月日の年月が平成24年4月以降の場合、使用する。
- ※4:障害児相談支援において異動年月日の年月が平成24年4月以降の場合は、障害児相談支援対象者が利用する障害児支援の支給決定の有効期間のうち最長の有効期間と同一の期間を設定する。 なお、開始年月日の(日)は1日を設定し、終了年月日の(日)は、当該終了年月の末日を設定する。
- ※5:国保連合会に同じサービス提供年月に対して有効となる複数の支給決定情報が存在する場合(月 途中で変更が発生した場合)は、最新の異動年月日の支給決定情報に設定されている決定支給期間のみではなく、当該サービス提供年月に関する支給決定情報に設定されている決定支給期間を 使用して実績とのチェックを行う。

#### 例) 支給決定情報に月途中で変更が発生した場合(児童発達支援)

受給者台帳	(支給決定情報	3)※一次審査で使	色あり	チェックで有効とする情報				
設定	異動年月日	決定支	給期間	決定	サービス提供	共年月が 2019 年 10	0月の場合	
パターン	共助十月口 	開始年月日	終了年月日	支給量	提供できる日	提供できない日	提供可能量	
期間に空き	20190401	20190401	20191020	5日	1日~31日	なし	10 日	
が無い場合	20191001	<mark>20191021</mark>	<mark>20191231</mark>	10 日	1 0 1	.,60		
期間に空き	20190401	20190401	<mark>20191010</mark>	5日	1日~10日	11 日~20 日	10 🗆	
がある場合	20191001	20191021	20191231	10 日	21 日~31 日	11 11 - 20 11	10日	

※B:「インタフェース仕様書 市町村編 Ⅱ. 障害児支援 1.2 インタフェース一覧」参照。

項番		項目名	属性 (※Z)	がか数	内容	必須 入力 (※1)	備考
41	多子軽減対象区分		コード値	1	多子軽減対象の場合に設定する	Δ	жс
42	独自助成対象者区分		コード値	1	独自助成対象者の場合に設定する	0	1:対象外 2:対象
43	3 介護保険給付対象者有無		コード値	1	設定しない		
44	4 重度包括支援対象者有無		コード値	1	設定しない		
45	食事	食事提供加算対象者 区分	コード値	1	食事提供加算対象者有無を設定する	0	1:対象外 2:加算(I)対象 3:加算(I)対象
46	食事提供加算情	食事提供加算 適用有効期間 (開始年月日)	コード値	8	食事提供加算適用有効期間の開始年 月日 (西暦年月日(YYYYMMDD))を設 定する	0	<b></b> *Y
47	報	食事提供加算 適用有効期間 (終了年月日)	用有効期間 コード値 8 月日(西暦年月日(YYYYMMDD))を設		0	<b></b> *Y	
48	無值	賞化対象区分 	コード値	1	就学前障害児の発達支援無償化対象の場合に設定する	©	1:対象外 2:対象

※1:必須入力 ◎:必須、○:決定内容により必須、△:任意設定、空白:不要

※B:「インタフェース仕様書 市町村編 Ⅱ. 障害児支援 1.2 インタフェース一覧」参照。

項番		項目名	属性 (※Z)	バ か 数	内容	備考
41	多子軽減対象区分		コード値	1	多子軽減対象の場合に設定する	жс
42	独自	助成対象者区分	コード値	1	独自助成対象者の場合に設定する	1:対象外 2:対象
43	介護	保険給付対象者有無	コード値	1	設定しない	
44	重度	包括支援対象者有無	コード値	1	設定しない	
45	食	食事提供加算対象者 区分	コード値	1	食事提供加算対象者有無を設定する	1:対象外 2:加算(Ⅰ)対象 3:加算(Ⅱ)対象
46	食事提供加算情報	食事提供加算 適用有効期間 (開始年月日)	コード値	8	食事提供加算適用有効期間の開始年月日 (西暦年月日(YYYYMMDD))を設定する	<b>*</b> Y
47	報	食事提供加算 適用有効期間 (終了年月日)	コード値	8	食事提供加算適用有効期間の終了年月日 (西暦年月日(YYYYMMDD))を設定する	<b></b> *Y
48	無償	化対象区分	コード値	1	就学前障害児の発達支援無償化対象の場合 に設定する	1:対象外 2:対象

※B:「インタフェース仕様書 市町村編 Ⅱ. 障害児支援 1.2 インタフェース一覧」参照。

項番		項目名	属性 (※Z)	バ か 数	内容	備考
41	多子輔	圣減対象区分	コード値	1	多子軽減対象の場合に設定する	жc
42	独自即	加成対象者区分	コード値	1	独自助成対象者の場合に設定する	1:対象外 2:対象
43	介護伊	录除給付対象者有無	コード値	1	設定しない	
44	重度包	见括支援対象者有無	コード値	1	設定しない	
45	食	食事提供加算 対象者区分	コード値	1	食事提供加算対象者有無を設定する	1:対象外 2:加算(I)対象 3:加算(II)対象
46	食事提供加算情報	食事提供加算 適用有効期間 (開始年月日)	コード値	8	食事提供加算適用有効期間の開始年月日 (西暦年月日(YYYYMMDD))を設定する	<b>*</b> Y
47	報	食事提供加算 適用有効期間 (終了年月日)	コード値	8	食事提供加算適用有効期間の終了年月日 (西暦年月日(YYYYMMDD))を設定する	<b>*</b> Y
48	無償化	比対象区分	コード値	1	就学前障害児の発達支援無償化対象の場合 に設定する	1:対象外 2:対象

※B:「インタフェース仕様書 市町村編 Ⅱ. 障害児支援 1.2 インタフェース一覧」参照。

項番		項目名	属性 (※Z)	バ か 数	内容	必須入力 (※1)	備考
43	独自助成対象者区分		コード値	1	独自助成対象者の場合に設定する	0	1:対象外 2:対象
44	44 介護保険給付対象者有無		コード値	1	設定しない		
45	45 重度包括支援対象者有無		コード値	1	設定しない		
46	食	食事提供加算 対象者区分	コード値	1	食事提供加算対象者有無を設定する	0	1:対象外 2:加算(I)対象 3:加算(II)対象
47	食事提供加算情報	食事提供加算 適用有効期間 (開始年月日)	コード値	8	食事提供加算適用有効期間の開始 年 月 日 ( 西 暦 年 月 日 (YYYYMMDD))を設定する	0	*Y
48	報	食事提供加算 適用有効期間 (終了年月日)	コード値	8	食事提供加算適用有効期間の終 了 年 月 日 ( 西 暦 年 月 日 (YYYYMMDD))を設定する	0	ЖΥ
49	無償	化対象区分	コード値	1	就学前障害児の発達支援無償化 対象の場合に設定する	0	1:対象外 2:対象

※1:必須入力 ◎:必須、○:決定内容により必須、△:任意設定、空白:不要

※2: 突合の対象となる情報は突合条件によりそれぞれ以下のように作成する。

## (1) 突合区分が「1: 突合開始終了内の最新情報」の場合

設定する「突合開始年月」から「突合終了年月」に該当する異動年月日を持つ受給者の情報を作成する。同一受給者の情報で複数の履歴が存在する場合は、該当する異動年月日の情報の内、最も新しい情報について作成する。

## - 「突合開始年月」: 2012/04、「突合終了年月」: 2012/09 とした場合の例

受給者情報		突合開始年月 2012/04 ◆	突合終了年月 2012/09 ▶	作成対象
受給者A		異動年月日 ▲(5/1)		0
受給者B	新規	異動年月日 ▲(6/1)		×
文和伯口	変更	異動年月日 ▲(8/1)		0
受給者C			異動年月日 ▲(11/1)	×

項番		項目名	属性 (※Z)	バ か 数	内容	備考
41	多子	軽減対象区分	コード値	1	多子軽減対象の場合に設定する	жс
42	独自	助成対象者区分	コード値	1	独自助成対象者の場合に設定する	1:対象外 2:対象
43	介護	保険給付対象者有無	コード値	1	設定しない	
44	44 重度包括支援対象者有無		コード値	1	設定しない	
45	食	食事提供加算 対象者区分	コード値	1	食事提供加算対象者有無を設定する	1:対象外 2:加算(Ⅰ)対象 3:加算(Ⅱ)対象
46	食事提供加算情報	食事提供加算 適用有効期間 (開始年月日)	コード値	8	食事提供加算適用有効期間の開始年月日(西暦年月日(YYYYMMDD))を設定する	<b>*</b> Y
47	報	食事提供加算 適用有効期間 (終了年月日)	コード値	8	食事提供加算適用有効期間の終了年月日(西暦年月日(YYYYMMDD))を設定する	<b>*</b> Y
48	48 無償化対象区分		コード値	1	就学前障害児の発達支援無償化対象の場合 に設定する	1:対象外 2:対象

- ※1: 障害児支援受給者情報突合結果情報は市町村が保有する受給者情報と国保連合会が保有する受 給者情報が以下に示すような状態にあるとき、その結果を返却する。
  - ①市町村提出データに存在し、国保連合会の受給者台帳に存在しない場合は、当該市町村提出データを返却する。
  - ②国保連合会の受給者台帳に存在し、市町村提出データに存在しない場合は、国保連合会の受給者 台帳データを返却する。
  - ③存在するが、内容が一致しない場合は、市町村提出データと国保連合会の受給者台帳データの両 方を返却する。

なお、上記①~③の「突合結果区分」と「突合情報区分」の組み合わせは以下の通り。

ケース	突合結果区分	突合情報区分
1	1:市町村情報のみ存在	1:市町村保有受給者情報
2	2:国保連情報のみ存在	2:国保連保有受給者情報
3	3:内容不一致	1:市町村保有受給者情報
3	3:内容不一致	2:国保連保有受給者情報

※B:「インタフェース仕様書 市町村編 Ⅱ. 障害児支援 1.2 インタフェース一覧」参照。

# 〈 入力識別番号一覧 〉

項番	入力識別番号	情報名
1	K122	障害児通所給付費・入所給付費等明細書情報 サービス提供年月が平成 24 年 4 月以降使用
2	K221	特例障害児通所給付費等明細書情報 サービス提供年月が平成 24 年 4 月以降使用
3	K311	障害児相談支援給付費請求書情報 サービス提供年月が平成 24 年 4 月以降使用
4	K321	特例障害児相談支援給付費請求書情報 サービス提供年月が平成 24 年 4 月以降使用
5	K611	サービス提供実績記録票情報
6	K411	利用者負担上限額管理結果票情報
7	K421	利用者負担上限額管理結果票情報(複数児童) サービス提供年月が令和●年●月以降使用

# ① 基本情報レコード

() 基本情報レコー		属性	が仆		出力対		
項番	項目名	(※Z)	数	内容	(¾ K122	(1) K221	備考
1	交換情報識別番号	英数	4	当情報の内容を識別するため の番号	©	©	<b>%</b> В
2	入力識別番号	英数	4	入力元の交換情報識別番号を 設定する	0	0	<b>%</b> 2
3	レコード種別コード	コード値	2	01 を設定する(基本情報)	0	0	
4	給付実績情報作成 区分コード	コード値	1	給付実績情報の作成区分を出 力			1:新規 2:修正 3:取消
5	給付実績区分コード	コード値	1	給付実績の区分コードを設定 する			1:現物 2:償還
6	整理番号	コード値	10	整理番号を設定する			
7	サービス提供年月	コード値	6	サービスを提供した年月(西暦 年月 YYYYMM を設定する)	0	0	<b></b> *Y
8	都道府県等番号	コード値	6	受給者証に記載された市町村 番号(チェックデジット 1 桁含む)	0	0	жс
9	事業所番号	英数	10	サービスを提供した事業所番号	0	0	жс
10	受給者証番号	英数	10	受給者証に記載されている受 給者証番号	0	0	жс
11	助成自治体番号	コード値	6	助成自治体がある場合、市町 村番号を設定する	0	0	жс
12	給付決定保護者氏名カナ	英数	25	給付決定保護者カナ氏名	Δ	Δ	
13	給付決定に係る障害児 氏名カナ	英数	25	給付決定に係る障害児カナ氏 名	Δ	Δ	
14	地域区分コード	コード値	2	地域区分コードを設定する	0	0	жc
15	就労継続支援A型事業者 負担減免措置実施	コード値	1	設定しない			
16	利用者負担上限月額①	数值	6	所得区分に応じた利用者負担 上限月額を設定する	0	0	<b>%</b> 7
17	就労継続支援A型減免 対象者	コード値	1	設定しない			
18	障害支援区分コード	英数	2	設定しない			

項番	項目名		項目名 属性 が 内容 内容		出力対象項目 (※1)		備考	
			( <b>%</b> Z)	数		K122	K221	
36	特	算定日額	数値	4	設定しない			
37	給付費(合計)特定入所障害児食費等	日数	数值	2	設定しない			
38	(合計)	給付費請求額	数值	5	設定しない			
39	等	実費算定額	数値	6	設定しない			
40	) 受付年月		コード値	6	請求受付年月(西暦年月 YYYYMM)を設定	0	0	ЖҮ
41	41 一次審査結果		コード値	1	一次審査結果を設定する	0	0	1:正常 2:警房 4:過誤 5:過誤の 取下 6:警告(重度)

※1:出力対象項目 ②:出力対象項目、O:請求内容により出力対象となる項目

△:事業所の設定状況により出力対象となる項目、空白:出力対象外項目

※2:「インタフェース仕様書 市町村編 Ⅱ. 障害児支援2. 3. 1(4)入力識別番号一覧」参照。

※3: "1": 管理事業所で利用者負担額を充当したため、他事業所の利用者負担は発生しない。

"2": 利用者負担額の合計額が、負担上限月額以下のため、調整事務は行わない。

"3": 利用者負担額の合計額が、負担上限月額を超過するため、下記のとおり調整した。

※4:利用者負担上限額管理を行った場合のみ設定する。利用者負担上限額管理が必要ない場合(例えば、利用者負担上限月額が0円の場合)は設定しない。

※5:サービス提供年月が平成25年4月以降は、設定しない。

※6:受付年月が平成25年12月以降は、設定しない。

※7: 当該給付決定に係る障害児が児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)第24条第3号に定める 無償化対象通所児童又は同令第27条の2第3号に定める無償化対象入所児童である場合であっ ても、当該給付決定に係る障害児が無償化対象期間外であるものとして算定した利用者負担上限月 額を設定する。

※B:「インタフェース仕様書 市町村編 Ⅱ. 障害児支援 2.2 インタフェース一覧」参照。

※C:「インタフェース仕様書 共通編 1.4 コードー覧」参照。

※Y:「インタフェース仕様書 共通編 1.5 留意事項」参照。

※Z:「インタフェース仕様書 共通編 1.3 表記法」参照。

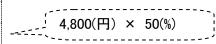
※4: 自治体助成分請求額設定ルール

自治体助成分請求額の計算方法としては、国制度(利用者負担額調整など)を適用した後の決定利用者負担額に対してサービス種類ごとに定率を助成する方式とする。

自治体助成分請求額=決定利用者負担額×市町村助成率(小数点以下切捨)

例)施設(入所)と施設(通所)のサービス提供を受ける利用者で、施設(通所)の利用者負担額のうち 半分を都道府県等が助成する場合

	施設(入所)	施設(通所)	
決定利用者負担額	7,500	4,800	[
自治体助成分請求額		2,400	



実際の利用者負担額は、7.500+4.800-2.400=9.900 となる。

- ※5:利用者負担上限額管理を行った場合のみ設定する。利用者負担上限額管理が必要ない場合(例えば、利用者負担上限月額が0円の場合)は設定しない。
- ※6:【サービス提供年月が令和1年10月以降の場合】
  - (1)児童発達支援、医療型児童発達支援、保育所等訪問支援、または居宅訪問型児童発達支援 の場合
    - ①就学前障害児の発達支援無償化対象である場合「0」を設定する。
    - ②就学前障害児の発達支援無償化対象でない場合
      - ②-1 多子軽減対象(多子軽減対象区分が第2子軽減対象児童)である場合 「総費用額×5/100(小数点以下切捨)」を設定する。 なお、法第二十一条の五の十一に基づき、「総費用額×5/100(小数点以下切捨)」 よりも低い額を市町村が設定した場合は、「市町村が定める額」を設定する。
      - ②-2 多子軽減対象(多子軽減対象区分が第3子以降軽減対象児童)である場合「0」を設定する。
      - ②-3 多子軽減対象でない場合 法第二十一条の五の十一に基づき、「1割相当額」よりも低い額を市町村が設定 した場合は、「市町村が定める額」を設定する。
  - (2)障害児入所支援、または医療型障害児入所支援の場合
    - ①就学前障害児の発達支援無償化対象である場合「0」を設定する。
    - ②就学前障害児の発達支援無償化対象でない場合 法第二十四条の五に基づき、「1割相当額」よりも低い額を都道府県等が設定した場合は、 「都道府県等が定める額」を設定する。
  - (3)(1)、(2)以外の場合

法第二十一条の五の十一に基づき、「1割相当額」よりも低い額を市町村が設定した場合は、「市町村が定める額」を設定する。

## 【サービス提供年月が平成30年4月以降、令和1年9月以前の場合】

- (1)児童発達支援、医療型児童発達支援、保育所等訪問支援、または居宅訪問型児童発達支援 の場合
  - ①多子軽減対象(多子軽減対象区分が第2子軽減対象児童)である場合 「総費用額×5/100(小数点以下切捨)」を設定する。 なお、法第二十一条の五の十一に基づき、「総費用額×5/100(小数点以下切捨)」よりも
  - ②多子軽減対象(多子軽減対象区分が第3子以降軽減対象児童)である場合「0」を設定する。

低い額を市町村が設定した場合は、「市町村が定める額」を設定する。

③多子軽減対象でない場合 法第二十一条の五の十一に基づき、「1割相当額」よりも低い額を市町村が設定した場合 は、「市町村が定める額」を設定する。

#### (2)(1)以外の場合

法第二十一条の五の十一、または法第二十四条の五に基づき、「1割相当額」よりも低い額を都道府県等が設定した場合は、「都道府県等が定める額」を設定する。

## 【サービス提供年月が平成 26年 10月以降、平成30年3月以前の場合】

- (1)児童発達支援、医療型児童発達支援、または保育所等訪問支援の場合
  - ①多子軽減対象(多子軽減対象区分が第2子軽減対象児童)である場合 「総費用額×5/100(小数点以下切捨)」を設定する。 なお 法第二十一条の五の十一に基づき 「総費用額×5/100(小数点以下均

なお、法第二十一条の五の十一に基づき、「総費用額×5/100(小数点以下切捨)」よりも低い額を市町村が設定した場合は、「市町村が定める額」を設定する。

- ②多子軽減対象(多子軽減対象区分が第3子以降軽減対象児童)である場合「0」を設定する。
- ③多子軽減対象でない場合 法第二十一条の五の十一に基づき、「1割相当額」よりも低い額を市町村が設定した場合 は、「市町村が定める額」を設定する。

#### (2)(1)以外の場合

法第二十一条の五の十一に基づき、「1割相当額」よりも低い額を市町村が設定した場合は、 「市町村が定める額」を設定する。

【サービス提供年月が平成 24年4月以降、平成 26年9月以前の場合】

法第二十一条の五の十一に基づき、「1割相当額」よりも低い額を市町村が設定した場合は、「市町村が定める額」を設定する。

- ※7:サービス提供年月が平成25年4月以降は、設定しない。
- ※8: 受付年月が平成25年12月以降は、設定しない。
- ※9:受付年月が平成25年12月以降使用しない。
- ※B:「インタフェース仕様書 市町村編 Ⅱ. 障害児支援 2.2 インタフェース一覧 |参照。
- ※C:「インタフェース仕様書 共通編 1.4 コードー覧」参照。
- ※Y:「インタフェース仕様書 共通編 1.5 留意事項」参照。
- ※Z:「インタフェース仕様書 共通編 1.3 表記法」参照。

- ※1:必須入力(交換情報識別番号毎) ◎:必須、○:給付判定により必須、△:任意設定、空白:不要
- ※2:支給区分コードが"1"の場合、必須。
- ※3:支給区分コードが"2"の場合、必須。
- ※4:支給区分コードが"1"の場合に設定する。ただし、国保連合会に高額自動償還機能を「使用する」と申し出ている場合(詳細は「インタフェース仕様書 市町村編 Ⅲ. 市町村事務共同処理3. 4(5)支給申請書出力の有無等の設定について」参照)で、既に高額障害福祉サービス費給付判定結果情報にて口座情報を提出していれば、省略可能。
- ※B:「インタフェース仕様書 市町村編 Ⅲ. 市町村事務共同処理 3.2 インタフェース一覧」参照。
- ※C:「インタフェース仕様書 共通編 1.4 コードー覧」参照。
- ※Y:「インタフェース仕様書 共通編 1.5 留意事項」参照。
- ※Z:「インタフェース仕様書 共通編 1.3 表記法」参照。

- ※1:必須入力(交換情報識別番号毎) ◎:必須、○:給付判定により必須、△:任意設定、空白:不要
- ※2:サービス提供年月は平成30年4月以降の値を設定。
- ※3:施行令第四十三条の五第六項に基づく高額障害福祉サービス等給付費の対象となる障害福祉相当 介護保険サービスは、訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、地域密着型通所介護、小規模多機 能型居宅介護(介護予防サービスは含まれない)。
- ※4:支給区分コードが"1"の場合、必須。
- ※5:支給区分コードが"2"の場合、必須。
- ※6:支給区分コードが"1"の場合に設定する。ただし、国保連合会に高額自動償還機能を「使用する」と申し出ている場合(詳細は「インタフェース仕様書 市町村編 Ⅲ. 市町村事務共同処理3. 4(5)支給申請書出力の有無等の設定について」参照)で、既に高額障害福祉サービス等給付費給付判定結果情報(施行令第四十三条の五第六項)にて口座情報を提出していれば、省略可能。
- ※B:「インタフェース仕様書 市町村編 Ⅲ. 市町村事務共同処理 3.2 インタフェース一覧」参照。
- ※C:「インタフェース仕様書 共通編 1.4 コードー覧」参照。
- ※Y:「インタフェース仕様書 共通編 1.5 留意事項」参照。
- ※Z:「インタフェース仕様書 共通編 1.3 表記法」参照。

- ※1:必須入力(交換情報識別番号毎) ◎:必須、○:給付判定により必須、△:任意設定、空白:不要
- ※2: 支給区分コードが"1"の場合、必須。
- ※3:支給区分コードが"2"の場合、必須。
- ※4:支給区分コードが"1"の場合に設定する。ただし、国保連合会に高額自動償還機能を「使用する」と申し出ている場合(詳細は「インタフェース仕様書 市町村編 Ⅲ. 市町村事務共同処理3. 4(5)支給申請書出力の有無等の設定について」参照)で、既に高額障害児給付費給付判定結果情報にて口座情報を提出していれば、省略可能。
- ※B:「インタフェース仕様書 市町村編 Ⅲ. 市町村事務共同処理 3.2 インタフェース一覧」参照。
- ※C:「インタフェース仕様書 共通編 1.4 コードー覧」参照。
- ※Y:「インタフェース仕様書 共通編 1.5 留意事項」参照。
- ※Z:「インタフェース仕様書 共通編 1.3 表記法」参照。

#### (5)支給申請書出力の有無等の設定について

お知らせ等を国保連合会より出力するには、高額自動償還機能の使用有無を国保連合会に申し 出る必要がある。受給者ごとに支給申請書の出力有無を設定した場合の出力内容は以下の通り。

支給申請書出力	国保連合会へ申し出内容	(高額自動償還機能の使用有無)
の有無	自動償還機能を使用しない	自動償還機能を使用する
1:出力無し	お知らせ等は全て出力しない	支給申請書以外のお知らせ等を出力する
2:一覧のみ	給付対象者一覧表のみ出力する	給付対象者一覧表のみ出力する
3:出力有り	お知らせ等は全て出力する	お知らせ等は全て出力する

上記「お知らせ等」は以下の通り。

#### 【帳票(PDF)】

- ・高額障害福祉サービス費給付対象者一覧表、高額障害福祉サービス等給付費給付対象者一覧表 (施行令第四十三条の五第六項)、高額障害児給付費給付対象者一覧表
- ・高額障害福祉サービス費給付のお知らせ、高額障害福祉サービス等給付費給付のお知らせ(施行 令第四十三条の五第六項)、高額障害児給付費給付のお知らせ
- ・高額障害福祉サービス費支給申請書、高額障害福祉サービス等給付費支給申請書(施行令第四十三条の五第六項)、高額障害児給付費支給申請書
- ・外字空白印字リスト(高額障害福祉サービス費給付対象者)、外字空白印字リスト(高額障害福祉サービス等給付費給付対象者)(施行令第四十三条の五第六項)、外字空白印字リスト(高額障害児給付費給付対象者)

#### 【データ(CSV)】

- ・高額障害福祉サービス費給付のお知らせ情報、高額障害福祉サービス等給付費給付のお知らせ 情報(施行令第四十三条の五第六項)、高額障害児給付費給付のお知らせ情報
- ※高額障害福祉サービス等給付費の自動償還(年1回の申請書等の提出による支給決定)を行うには、国保連合会へ申し出内容(高額自動償還機能の使用有無)を「使用する」とし、支給申請書の提出時には支給申請書出力の有無を「3:出力有り」、次月以降を「1:出力無し」に設定すること。
- ※「支給申請書出力の有無」は、市町村、または、都道府県等から提出される高額障害福祉サービス費世帯 等異動連絡票情報、または高額障害児給付費世帯等異動連絡票情報の項目であり、受給者ごとに設定す る。

なお、過誤、高額介護(予防)サービス費(年額)及び高額医療合算介護サービス費の支給等により 再度高額計算を実施し、既に支給された金額より低くなり今回の支給額がマイナスとなる場合があるため、国保連合会にマイナス支給額の出力要否(高額支給額調整機能の使用有無)を申し出ること。その 場合の出力内容は以下の通り。

<支給申請書等へのマイナス支給額の出力要否>

	国保連合会へ	の申し出内容
出力帳票等	高額支給額調整	高額支給額調整
	機能を使用しない	機能を使用する
高額障害福祉サービス費給付のお知らせ情報		
高額障害福祉サービス等給付費給付のお知らせ情報(施行令	×	0
第四十三条の五第六項)	^	(※1)
高額障害児給付費給付のお知らせ情報		
高額障害福祉サービス費給付対象者一覧表		
高額障害福祉サービス等給付費給付対象者一覧表(施行令第	×	0
四十三条の五第六項)	^	(※1)
高額障害児給付費給付対象者一覧表		
高額障害福祉サービス費給付のお知らせ		
高額障害福祉サービス等給付費給付のお知らせ(施行令第四	×	0
十三条の五第六項)	^	O
高額障害児給付費給付のお知らせ		
高額障害福祉サービス費支給申請書		
高額障害福祉サービス等給付費支給申請書(施行令第四十三	×	×
条の五第六項)	^	^
高額障害児給付費支給申請書		
外字空白印字リスト(高額障害福祉サービス費給付対象者)		
外字空白印字リスト(高額障害福祉サービス等給付費給付対象	×	0
者)(施行令第四十三条の五第六項)	^	U
外字空白印字リスト(高額障害児給付費給付対象者)		

<sup>※1</sup> 給付判定結果を送付しない運用において、過誤、高額介護(予防)サービス費(年額)、高額医療合算介護サービス費の支給等により高額計算を行った結果、高額障害福祉サービス等給付費等が 0 円以外から 0 円に変わった場合、0 円の明細を出力する。

|凡例: 〇·・・支給申請書出力の有無が「1:出力無し」以外の場合はマイナス支給額を出力する

×・・・マイナス支給額を出力しない

## <支給(不支給)決定通知書等へのマイナス支給額の出力要否>

	国保連合会への申し出内容				
出力帳票等	高額支給額調整	高額支給額調整			
	機能を使用しない	機能を使用する			
高額障害福祉サービス費支給(不支給)決定通知書情報					
高額障害福祉サービス等給付費支給(不支給)決定通知書情報(施行	×	0			
令第四十三条の五第六項)	^	(※1)			
高額障害児給付費支給(不支給)決定通知書情報					
高額障害福祉サービス費振込依頼書情報	×	×			
高額障害児給付費振込依頼書情報		^			
高額障害福祉サービス費支給(不支給)決定者一覧表					
高額障害福祉サービス等給付費支給(不支給)決定者一覧表(施行令	×	0			
第四十三条の五第六項)	^	(※1)			
高額障害児給付費支給(不支給)決定者一覧表					
高額障害福祉サービス費支給(不支給)決定通知書		_			
高額障害福祉サービス等給付費支給(不支給)決定通知書(施行令第	×	0			
四十三条の五第六項)		(※1)			
高額障害児給付費支給(不支給)決定通知書					
外字空白印字リスト(高額障害福祉サービス費支給(不支給)決定者)					
外字空白印字リスト(高額障害福祉サービス等給付費支給(不支給)決	×	0			
定者)(施行令第四十三条の五第六項)					
外字空白印字リスト(高額障害児給付費支給(不支給)決定者)					
高額障害福祉サービス費振込依頼書	×	×			
高額障害児給付費振込依頼書					
振込データ情報(高額障害福祉サービス等給付費)	×	×			
振込データ情報(高額障害児給付費)					
障害福祉サービス費等払込請求書	×	×			
障害児給付費等払込請求書					
振込者一覧表(高額障害福祉サービス等給付費)	×	×			
振込者一覧表(高額障害児給付費)					

凡例: ○・・・マイナス支給額を出力する、×・・・マイナス支給額を出力しない ※1: 振込先は印字しない。

## (6)支給申請書等・支給(不支給)決定通知書等の提供について

世帯員に障害福祉サービスと障害児入所支援を受給している者がいる場合、高額の支給申請書 等・支給(不支給)決定通知書等は、市町村にまとめて提供する(この世帯の場合、市町村で高額障 害福祉サービス等給付費と高額障害児入所給付費の申請受付を行うため)。

なお、障害児入所支援のみを受給している世帯は、都道府県等に提供する。

# (2) レコード項目

# ① 基本情報レコード

項番	項目名	属性 (※Z)	バ ( が ( 数	内容	必須入力 (※1)			備考
					J121	J131	J221	Mil . 2
1	交換情報識別番号	英数	4	当情報の内容を識別するための 番号	0	0	0	<b>%</b> В
2	入力識別番号	英数	4	入力元の交換情報識別番号を設 定する	0	0	0	<b>%</b> 2
3	レコード種別コード	コード値	2	01 を設定する(基本情報レコード)	0	0	0	
4	給付実績情報 作成区分コード	コード値	1	給付実績情報の作成区分を出力	0	0	0	1:新規 2:修正 3:取消
5	給付実績区分コード	コード値	1	給付実績の区分コードを設定する	0	0	0	1:現物 2:償還 ※4
6	整理番号	コード値	10	整理番号を設定する	0	0	0	<b>%</b> 3
7	サービス提供年月	コード値	6	サービスを提供した年月(西暦年 月 YYYYMM を設定する)	0	0	0	፠Υ
8	市町村番号	コード値	6	受給者証に記載された市町村番号(チェックデジット 1 桁含む)	0	0	0	жс
9	事業所番号	英数	10	サービスを提供した事業所番号	0	0	0	жс
10	受給者証番号	英数	10	受給者証に記載されている受給者 証番号	0	0	0	жс
11	助成自治体番号	コード値	6	助成自治体がある場合、市町村番 号を設定する	0	0	0	жc
12	支給決定者氏名カナ	英数	25	支給決定者カナ氏名	Δ	Δ	Δ	
13	支給決定児童氏名カナ	英数	25	支給決定児童カナ氏名	Δ	Δ	Δ	
14	地域区分コード	コード値	2	地域区分コードを設定する	0	0	0	жс
15	就労継続支援A型事業者 負担減免措置実施	コード値	1	1:無し 2:有り	0			
16	利用者負担上限月額①	数値	6	所得区分に応じた利用者負担上 限月額を設定する	0	0	0	
17	就労継続支援A型減免 対象者	コード値	1	1:無し 2:有り	0			
18	障害支援区分コード	英数	2	月の末日における障害支援区分コ ードを設定する		0		%С %7

# (2) レコード項目

# ① 基本情報レコード

項	項目名	属性	バイト	内容	必須入力 (※1)		」 備考
番	<b>項日</b> 石	( <b>%</b> Z)	数		K122	K221	- 佣石
1	交換情報識別番号	英数	4	当情報の内容を識別するための番号	0	0	ЖВ
2	入力識別番号	英数	4	入力元の交換情報識別番号を設定す る	0	0	<b>%</b> 2
3	レコード種別コード	コード値	2	01 を設定する(基本情報レコード)	0	0	
4	給付実績情報作成区分 コード	コード値	1	給付実績情報の作成区分を出力	0	0	1:新規 2:修正 3:取消
5	給付実績区分コード	コード値	1	給付実績の区分コードを設定する	0	0	1:現物 2:償還 ※5
6	整理番号	コード値	10	整理番号を設定する	0	0	<b>%</b> 3
7	サービス提供年月	コード値	6	サービスを提供した年月(西暦年月 YYYYMMを設定する)	0	0	<b></b> *Y
8	都道府県等番号	コード値	6	受給者証に記載された市町村番号	0	0	жс
9	事業所番号	英数	10	サービスを提供した事業所番号	0	0	жс
10	受給者証番号	英数	10	受給者証に記載されている受給者証 番号	0	0	жc
11	助成自治体番号	コード値	6	助成自治体がある場合、市町村番号 を設定する	0	0	жс
12	給付決定保護者氏名カナ	英数	25	   給付決定保護者カナ氏名 	Δ	Δ	
13	給付決定に係る障害児 氏名カナ	英数	25	給付決定に係る障害児カナ氏名	Δ	Δ	
14	地域区分コード	コード値	2	地域区分コードを設定する	0	0	жс
15	就労継続支援A型事業者 負担減免措置実施	コード値	1	設定しない			
16	利用者負担上限月額①	数值	6	所得区分に応じた利用者負担上限月 額を設定する	0	0	<b>%</b> 7
17	就労継続支援A型減免 対象者	コード値	1	設定しない			
18	障害支援区分コード	英数	2	設定しない			

項		項目名	属性	バイト	内容		i入力 〔1〕	備考	
番			( <b>%</b> Z)	数	· · ·	K122	K221	Min . A	
36		算定日額	数值	4	設定しない				
37	費等給品	日数	数值	2	設定しない				
38	食費等給付費(合計)	給付費請求額	数值	5	設定しない				
39	実費算定額	実費算定額	数値	6	設定しない				
40	受付年月	1	コード値	6	請求受付年月(西暦年月 YYYYMM)を 設定する	0	0	ЖY	
41	審査結果	₹	コード値	1	審査結果を設定する	0	0	1:正常 2:警房 4:過誤 5:過誤の 取下 6:重度)	

※1:必須入力(入力識別番号毎) ◎:必須、○:請求内容により必須、△:任意設定、空白:不要

※2:「インタフェース仕様書 市町村編 Ⅳ. 給付実績交換処理1. 3. 2(1)入力識別番号一覧」参照。

※3:整理番号は、市町村内で一意となるように設定する。

※4: "1": 管理事業所で利用者負担額を充当したため、他事業所の利用者負担は発生しない。

"2": 利用者負担額の合計額が、負担上限月額以下のため、調整事務は行わない。

"3": 利用者負担額の合計額が、負担上限月額を超過するため、下記のとおり調整した。

※5: 都道府県等保有給付実績情報を国保連合会に提出する場合は、2:償還を設定する。 また、市町村で基準該当事業所の請求について受領委任払いの運用を行っている場合も 2:償還を設定する。

※6:サービス提供年月が平成25年4月以降は、設定しない。

※7: 当該給付決定に係る障害児が児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)第24条第3号に定める 無償化対象通所児童又は同令第27条の2第3号に定める無償化対象入所児童である場合であっ ても、当該給付決定に係る障害児が無償化対象期間外であるものとして算定した利用者負担上限月 額を設定する。

※B:「インタフェース仕様書 都道府県編 IV. 給付実績交換処理 1.2 インタフェース一覧」参照。

※C:「インタフェース仕様書 共通編 1.4 コードー覧」参照。

※Y:「インタフェース仕様書 共通編 1.5 留意事項」参照。

※Z:「インタフェース仕様書 共通編 1.3 表記法」参照。

- ※1:必須入力(入力識別番号毎) ◎:必須、○:請求内容により必須、△:任意設定、空白:不要なお、障害児給付費国保連合会保有給付実績情報(D131)の場合は、出力対象項目と読替え、次の内容とする。
  - ◎:出力対象項目、O:請求内容により出力対象となる項目
  - △:事業所の設定状況により出力対象となる項目、空白:出力対象外項目
- ※2:「インタフェース仕様書 市町村編 Ⅳ. 給付実績交換処理1.3.2(1)入力識別番号一覧」参照。
- ※3:整理番号は、市町村内で一意となるように設定する。
- ※4:サービス提供年月が平成25年4月以降は、設定しない。
- ※5:【サービス提供年月が令和1年10月以降の場合】
  - (1)児童発達支援、医療型児童発達支援、保育所等訪問支援、または居宅訪問型児童発達支援 の場合
    - ①就学前障害児の発達支援無償化対象である場合 「0」を設定する。
    - ②就学前障害児の発達支援無償化対象でない場合
      - ②-1 多子軽減対象(多子軽減対象区分が第2子軽減対象児童)である場合 「総費用額×5/100(小数点以下切捨)」を設定する。 なお、法第二十一条の五の十一に基づき、「総費用額×5/100(小数点以下切捨)」 よりも低い額を市町村が設定した場合は、「市町村が定める額」を設定する。
      - ②-2 多子軽減対象(多子軽減対象区分が第3子以降軽減対象児童)である場合「0」を設定する。
      - ②-3 多子軽減対象でない場合 法第二十一条の五の十一に基づき、「1割相当額」よりも低い額を市町村が設定 した場合は、「市町村が定める額」を設定する。
  - (2)障害児入所支援、または医療型障害児入所支援の場合
    - ①就学前障害児の発達支援無償化対象である場合「0」を設定する。
    - ②就学前障害児の発達支援無償化対象でない場合 法第二十四条の五に基づき、「1割相当額」よりも低い額を都道府県等が設定した場合は、 「都道府県等が定める額」を設定する。
  - (3)(1)、(2)以外の場合

法第二十一条の五の十一に基づき、「1割相当額」よりも低い額を市町村が設定した場合は、「市町村が定める額」を設定する。

- 【サービス提供年月が平成30年4月以降、令和1年9月以前の場合】
  - (1)児童発達支援、医療型児童発達支援、保育所等訪問支援、または居宅訪問型児童発達支援 の場合
    - ①多子軽減対象(多子軽減対象区分が第2子軽減対象児童)である場合 「総費用額×5/100(小数点以下切捨)」を設定する。 なお、法第二十一条の五の十一に基づき、「総費用額×5/100(小数点以下切捨)」よりも

低い額を市町村が設定した場合は、「市町村が定める額」を設定する。